

議案第17号

天理市行政不服審査会条例の制定について

天理市行政不服審査会条例を次のように制定しようとする。

平成28年3月7日提出

天理市長 並 河 健

天理市行政不服審査会条例

(設置)

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項の規定に基づき、本市に天理市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、法の規定により審査会の権限に属させられた事項を処理するため、その事件ごとに委員を委嘱することができる。この場合において、その事件の処理が終わったときに、委員の任期が終わったものとみなす。

(会長及び副会長)

第4条 審査会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、審査会に諮って会議を公開することができる。

(審査会の調査権限)

第6条 審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は法第43条第1項の規定により審査会に諮問をした審査庁（以下「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下「主張書面」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第7条 審査会は、審査関係人の申立てがあつた場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認める場合には、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(主張書面等の提出)

第8条 審査関係人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第9条 審査会は、必要があると認める場合には、その指名する委員に、第6条の規定による調査をさせ、又は第7条第1項本文の規定による審査関係人の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

第10条 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは

資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（答申書の送付等）

第11条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（守秘義務）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第13条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

（その他）

第14条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭

和36年1月天理市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表中第55号を第56号とし、第18号から第54号までを1号ずつ繰り下げ、第17号の次に次の1号を加える。

18	行政不服審査会の委員	日額	11,000	同上
----	------------	----	--------	----

別表備考第3項中「第24号まで、第28号、第31号から第33号まで、第35号から第52号まで及び第55号」を「第25号まで、第29号、第32号から第34号まで、第36号から第53号まで及び第56号」に改める。